

## 下級裁判所裁判官指名諮問委員会仙台地域委員会

(平成17年度第1回) 議事要旨

### 第1 日時

平成17年9月20日(火) 午後1時30分

### 第2 場所

仙台高等裁判所第2会議室

### 第3 出席者

(委員) 河上正二・佐々木廣充・千葉勝郎(委員長)・樋口晟子・石井政治

(庶務) 佐藤仙台高裁総務課長・出羽仙台高裁総務課課長補佐

(説明者) 秋葉仙台高裁事務局長

### 第4 議題

- 1 指名候補者に関する情報受付の周知依頼の範囲について
- 2 次回の予定について

### 第5 議事

- 1 庶務から、第12回から第17回までの中央の委員会の審議結果について説明がされるとともに、併せて、中央の委員会から仙台地域委員会あての審議結果の通知等について、次のとおりの説明がされた。

(1) 6月14日付けの東北6県の弁護士会からの要望書について

前記要望書記載の3点の要望事項(①地域委員会から指名候補者名簿を弁護士会に提出する時期を情報提出期限の3か月以上前に早めること、又は再任希望の有無にかかわらず再任期に当たる裁判官全員の名簿を提供すること、

②指名候補者全員の名簿を各弁護士会に送付すること、③指名候補者名簿に、所属庁に加え、所属部を記載すること)については、東京三弁護士会及び福岡県弁護士会からも同様の要望書が提出されており、中央の第16回委員会(6月10日開催)において審議された結果、1点目については、「当委員会の所掌事務が、最高裁判所から諮問を受けた指名候補者に関して、その指名の適否について審議・答申することからすると、諮問の有無に関係なく再任期にある裁判官全員の名簿を提供することは、諮問機関としての委員会の性質に関わる問題であり相当ではない(なお、最高裁判所からは、裁判官の指名手続上、現行の8月末日までの再任希望の提出期限を早めることは極めて困難であり、また、12月上旬の答申についても、次期の異動計画等との関係上、その時期を遅らせることは難しいとの説明があった。)。」、2点目については、「指名候補者の名簿を付して行う情報収集については、指名候補者のプライバシーの問題はあるが、指名諮問委員会制度が創設された趣旨からは、的確な情報を得るために必要最小限の範囲であれば許されるとの考え方にに基づき、原則として、指名候補者の所属する裁判所に対応する弁護士会及び検察庁に対して指名候補者名簿を提供することとし、それ以外の庁会への名簿の提供については、個々の事例ごとに判断することとなっており、現時点で、この方針を見直すべき特段の事情はない。」、3点目については、「地域委員会において適宜対応する。」こととされた。

この審議結果を受けて、仙台地域委員会に対しても、7月27日付け書面により、3点の要望事項について、東京三弁護士会及び福岡県弁護士会からの要望に対する審議結果を引用した上で、この審議結果のとおり、中央の委員会の方針が確認されている旨の回答があった。

(2) 司法修習生から判事補への任命候補者の情報収集の在り方について

平成16年度第1回の当委員会の審議結果に基づき、当委員会委員長名の書面により、中央の委員会に対して、司法修習生から判事補への指名候補者

についても、指名諮問委員会及び地域委員会に情報提供ができる旨を周知することについての検討を依頼したところであるが、第16回の中央の委員会（6月10日開催）において、これに関し審議された結果、「当委員会における司法修習生から判事補への任命希望者に関する指名の適否の審議は、指名候補者が法律実務家としての経験を有しないことから、司法修習中の成績（裁判官としての適性に関する評価を含む。）が重要な要素になる。実務修習中の情報で重要なものについては、実務修習結果報告書（裁判所、検察庁、弁護士会が作成）に記載されており、また、報告書提出後の事情についても、追加的に報告してもらうことが可能なので、地域委員会においては、弁護士会、検察庁、裁判所に対し、指名候補者名簿を提供しての一般的な情報収集を行う必要はなく、限定的なものとなることから、現時点では従前の審議方法を変更すべき事情はない。」との結論となり、この結論は、7月21日付け書面をもって、中央の委員会から仙台地域委員会あて回答がなされた。

## 2 指名候補者に関する情報受付の周知依頼の範囲について

### (1) 一般的な情報収集の在り方について

#### ア 職務代行の記載について

9月12日付け下級裁判所裁判官指名諮問委員会委員長からの通知に従って情報収集依頼をするに当たり、職務代行により隣接家裁の出張所にてん補する裁判官に関しては、そのてん補庁に対応する検察庁及び弁護士会あてにも情報収集依頼を行うことが提案され、了承された。所属庁の記載については、「分かりやすさの点及び重点審議者との誤解を避ける観点からも、てん補庁を明記した職務代行の記載をしてはどうか。」との意見が出された。これに対して、「その記載がなくとも、検察官、弁護士にはてん補であることが分かるのではないか。」、「指名候補者本人の特定という意味であれば、本務庁の記載のみで十分ではないか。」などの意見が出され、その上で、委員長において、「情報収集依頼の趣旨が明確になると

いう意味で、当該名簿の所属欄に職務代行の記載も併記する。」と取りまとめ、了承された。

#### イ 所属部の記載について

前記6月14日付け東北6県の弁護士会からの要望書の3点目の要望事項である所属部の記載については、「分かりやすさの点からも、名簿には所属庁の記載に加え、所属部を記載するのが相当である。」との意見のほか、「東京、大阪などの大庁とは違い、仙台高裁管内の裁判所については、所属部の記載がなくとも対象となる裁判官は特定できるし、分かりやすさの点でも問題はないのではないか。」、「仙台高裁管内では複数の仕事を兼務している裁判官が多い現状に鑑みると、それらをすべて記載するには相当の労力を要するし、すべて記載することで、むしろ分かりにくくなるのではないか。」との意見が出され、その上で、委員長において、次のとおり取りまとめられた。

今回の指名対象者のうち、複数の部が存在する庁においても、対象者は、2か部しかない部の所属ということもあり、今回については、所属部の記載まではしないこととする。

以上の審議の結果を受けて、情報受付の周知依頼文書については、別紙のとおり了承された。

#### (2) 重点審議者の情報収集の在り方について

前記9月12日付け下級裁判所裁判官指名諮問委員会委員長からの通知に従った情報収集依頼をすることで了承された。

#### (3) 弁護士会に対する書簡の発送について

前記9月12日付け下級裁判所裁判官指名諮問委員会委員長からの通知に基づき管内弁護士会長あてに書簡を送付することについては、「昨年度は地域委員会あて顕名での直接の情報提供しかなかったにもかかわらず、今年度も同様の文書を出すのはいかがなものか。あえて出すのであれば、昨年度の

状況を踏まえた内容にすべきではないか。」との意見が出され、昨年度の書簡のうち、「昨年も御連絡しているところではございますが、」とあるのを「昨年も御協力いただいているところではございますが、」と改めた上で、別紙のとおりとすることです承された。

### 3 その他

#### (1) 6月14日付けの東北6県の弁護士会からの要望書に対する回答の要否について

前記要望書に対する回答については、「議論の概要は議事要旨としてホームページで公開されるので、更に書面による回答まで行う必要はないのではないか。」、「一般論として、要望のひとつひとつに答えなければならないものなのか疑問がある。」との意見に対し、「弁護士会に対しては情報収集依頼を行っている関係上、要望事項に対しては正式に回答するのが相当ではないか。」「結論のみを書面で回答し、議論の詳細はホームページの議事要旨に譲る形にしてはどうか。」との意見が出され、その上で、委員長において、前記要望事項の1点目及び2点目に関しては、中央の委員会からの回答書を別添で引用する形で、3点目については、要望には応じられない旨の結論のみを示した上で、審議内容の詳細についてはホームページの議事要旨を参照されたい旨の回答を、地域委員会委員長名での書面により行うことと取りまとめ、了承された。

#### (2) 提供された情報の扱いについて

情報受付の周知依頼に基づき、当委員会に情報が提供された場合は、従前どおり、その都度、庶務において各委員に連絡し、各委員は、来庁して提供情報を見ることがとされた。

## 第6 次回の予定について

11月 7日(月) 午後零時30分

11月15日(火)午後1時30分(予備日)

平成17年9月20日

殿

下級裁判所裁判官指名諮問委員会

仙台地域委員会地域委員長 千葉勝郎

裁判官指名候補者に関する情報の受付の周知について

(依頼)

貴庁（貴会）に対応する裁判所所属の平成18年2月から9月の間の再任（判事任命）を希望する者（以下「指名候補者」という。）は、別添「裁判官指名候補者名簿」のとおりです。

ついては、貴庁（貴会）所属の検察官（弁護士）に対し、指名候補者を裁判官として指名することの適否に関して情報を有する場合には、下記の方法により当委員会が受け付ける旨を周知していただきますようお願いいたします。

記

1 情報の受付期間

平成17年10月31日（月）まで（ただし、この期間後であっても、特段の情報がある場合には受け付けます。）

なお、当委員会の次期開催予定日は、平成17年11月7日（月）です。

2 情報の受付方法

指名候補者の指名の適否に関する情報（対象裁判官、情報内容（情報の時期、情報取得の経緯、事実関係等）、その他情報提供者としての意見等の項目をあげて、できるだけ日時と具体的状況に基づいて記載してください。）並びに情報提供者の氏名及び所属を記載した書面を、各情報提供者個人から直接、当委員会の庶務を担当する仙台高等裁判所事務局総務課長に対し郵送（親展表示、「地域委員会関係」と朱書きする。）又は御持参ください。

平成17年9月20日

殿

下級裁判所指名諮問委員会

仙台地域委員会委員長 千葉 勝郎

拝啓 時下ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、本日、当地域委員会から、貴弁護士会に対し、裁判官指名候補者に関する情報の受付の周知について御依頼したところですが、この情報受付の周知依頼に関し、下級裁判所裁判官指名諮問委員会から、弁護士会に対し、「裁判官の職権の独立に対する影響、プライバシーへの配慮、適格性に疑義が生じない情報を広く収集するという観点に照らすと、弁護士会が各弁護士からの情報を取りまとめることは相当ではなく、各弁護士から直接地域委員会に情報を提供してもらうよう会員に周知していただきたい、特に段階評価式アンケートによる情報収集は相当でないという当委員会の考え方を、改めて伝えていただきたい。」との連絡を受けております。昨年も御協力いただいているところではございますが、この点につきまして格段の御配慮をお願いいたします。

敬 具